

令和3年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和3年3月9日（火曜日）

議事日程第4号

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第69号及び議案第70号 2件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第11号 由利本荘市地方創生応援基金条例の制定について

第5. 議案第12号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第14号 由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第15号 由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第16号 由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第17号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第18号 由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第19号 由利本荘市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第20号 由利本荘市公民館条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第21号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第23号 財産の無償譲渡について

第15. 議案第24号 財産の無償譲渡について

第16. 議案第25号 財産の無償譲渡について

第17. 議案第26号 財産の無償譲渡について

第18. 議案第27号 令和3年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについて

第19. 議案第28号 令和3年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

第20. 議案第31号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第25号）

第21. 議案第32号 令和2年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第22. 議案第33号 令和2年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第23. 議案第34号 令和2年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第4号）

第24. 議案第35号 令和2年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）

第25. 議案第36号 令和2年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第4号）

第26. 議案第37号 令和2年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）

第27. 議案第38号 令和2年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

- 第28. 議案第39号 令和2年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第4号)
- 第29. 議案第40号 令和2年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第30. 議案第41号 令和2年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第31. 議案第42号 令和2年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第32. 議案第44号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計補正予算(第7号)
- 第33. 議案第45号 令和2年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第34. 議案第46号 令和3年度由利本荘市一般会計予算
- 第35. 議案第47号 令和3年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第36. 議案第48号 令和3年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第37. 議案第49号 令和3年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第38. 議案第50号 令和3年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計予算
- 第39. 議案第51号 令和3年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第40. 議案第52号 令和3年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第41. 議案第53号 令和3年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第42. 議案第54号 令和3年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計予算
- 第43. 議案第55号 令和3年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第44. 議案第56号 令和3年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第45. 議案第57号 令和3年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第46. 議案第58号 令和3年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第47. 議案第59号 令和3年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第48. 議案第60号 令和3年度由利本荘市下水道事業会計予算
- 第49. 議案第61号 令和3年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第50. 議案第62号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第51. 議案第63号 由利本荘市農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例案
- 第52. 議案第64号 由利本荘市農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案
- 第53. 議案第65号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結について
- 第54. 議案第66号 令和2年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについて
- 第55. 議案第67号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算(第26号)
- 第56. 議案第68号 令和2年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計補正予算(第1号)
- 第57. 議案第69号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算(第27号)
- 第58. 議案第70号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算(第1号)
- 第59. 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第60. 陳情第2号 国立病院の機能強化を求める意見書提出についての陳情
- 第61. 第三セクターに係る調査特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第61までは議事日程第4号のとおり

第62. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第1号及び議員発案第2号 2件

第63. 議員発案第1号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

第64. 議員発案第2号 由利本荘市議会会議規則の一部改正について

第65. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号 1件

第66. 委員会発案第1号 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

第67. 第三セクターに係る調査特別委員会の廃止

---

出席議員（23人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
5番	今野英元	6番	佐々木隆一	8番	佐々木茂
9番	三浦晃	10番	高野吉孝	11番	佐藤義之
12番	小松浩一	13番	伊藤順男	14番	長沼久利
15番	吉田朋子	16番	佐藤健司	17番	佐々木慶治
18番	渡部功	19番	大関嘉一	20番	佐藤勇
22番	伊藤文治	23番	高橋和子	24番	高橋信雄
25番	渡部聖一	26番	三浦秀雄		

---

欠席議員（1人）

4番 伊藤岩夫

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	阿部太津夫
副市長	九嶋敏明	教育長	秋山正毅
企業管理者	藤原秀一	総務部長	小川裕之
企画調整部長	三森隆	市民生活部長	茂木鉄也
健康福祉部長	池田克子	農林水産部長	保科政幸
商工観光部長	畑中功	建設部長	須藤浩和
まるごと営業部長	今野政幸	教育次長	武田公明
企業局長	佐々木肇		

---

議会事務局職員出席者

局長	佐々木弘喜	次長	阿部徹
書記	高橋清樹	書記	古戸利幸
書記	松山直也	書記	成田透

---

午前10時00分開議

○議長（三浦秀雄） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

4番伊藤岩夫さんより欠席の届出があります。

出席議員は23名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を議事日程第4号のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第69号及び議案第70号の2件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【長谷部誠市長 登壇】

○市長（長谷部誠） おはようございます。提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

令和2年産米食味ランキングについてであります。

日本穀物検定協会が3月4日に発表した全国食味ランキングによりますと、県中央部のひとめぼれが最上級である特Aに県産で唯一選出され、3年連続の獲得となりました。

これは、これまでの地道な土づくりや栽培技術向上への取組のたまものであり、生産者や関係機関の努力に改めて敬意を表するものであります。

この結果は、生産者の励みとなり、生産意欲の向上につながるものと期待しているところであります。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算2件であります。

初めに、議案第69号一般会計補正予算（第27号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る主な内容といたしまして、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備のための経費を追加、商工費では、新年度で実施を予定しているプレミアム飲食券・商品券発行事業、宿泊施設利用促進事業及び温泉施設利用促進事業の準備に係る経費を追加、教育費では、市内小中学校への感染症対策のための消耗品等購入経費を追加いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外に係る主な内容であります。農林水産業費では、豪雪、暴風雪の被害を受けた農業生産施設等の復旧費補助金を追加、教育費では、国の3次補正の内示を受け、前倒しで実施することになりました岩城小学校バリアフリー化事業費、本荘北中学校大規模改修事業費及び新山小学校改築事業費を追加するほか、由利本荘市ソフトボール場ダッグアウト修繕費を追加いたします。

また、新山小学校改築事業については、新たな事業期間での継続費を追加、本荘北中学校大規模改修事業については、継続費を廃止の上、繰越明許費を追加いたします。

そのほかの翌年度への繰越しが見込まれる事業につきましても、繰越明許費を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国・県支出金や市債を増額するとともに、一般財源分を財政調整基金からの繰入金と特別交付税で対応し、14億8,553万6,000円を追加、補正後の予算総額を607億2,589万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第1号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る内容であります。

総務費では、公共施設へ設置する感染対策のための備品購入費及び由利高原鉄道や路線バス、タクシー事業所を支援する地域公共交通利用促進緊急対策事業費を追加、民生費では、住民税非課税世帯と公務員・特例給付を除く児童手当受給世帯に、1人当たり1万円の商品券を配布する県事業新型コロナウイルス対策生活応援事業の準備経費及び障害就労サービス利用者の通所支援として1人当たり1万円の応援金を追加、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費を追加、商工費では、市内の飲食店、商店で利用できるプレミアム飲食券・商品券発行事業費や、売上げが減少した飲食事業者に10万円または20万円を給付する飲食業支援金、商店街や飲食店街が実施するイベントへの支援経費及び代行業者に対し、登録車両1台当たり3万円を給付する自動車運転代行業継続支援金を追加、また、これまで500万円まで無利子としていた融資について、限度額を1,000万円まで引き上げた中小企業融資あっせん事業費及び後年度負担分の積立金のほか、市内の宿泊施設1泊当たり3,000円を助成する宿泊施設利用促進事業費や温泉施設利用促進事業費を追加、教育費では、修学旅行のバス3密対策事業費を追加いたします。

また、債務負担行為として、中小企業融資あっせん事業において、新型コロナ対策特別資金の融資額1,000万円までの利子全額の補給支援を追加するものであります。

これらの財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、国・県支出金を追加するとともに、一般財源分を財政調整基金繰入金等で対応し、6億5,680万6,000円を追加、補正後の予算総額を443億5,680万6,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第69号及び議案第70号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休 憩

午前10時09分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第69号及び議案第70号の2件を一括議題として質

疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

- 
- 議長（三浦秀雄） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

追加提出議案委員会付託表のとおり、総務、教育民生及び産業経済の各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午後 1時29分 再 開

- 議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- 議長（三浦秀雄） 日程第3、これより議案第11号及び議案第12号、議案第14号から議案第21号まで、議案第23号から議案第28号まで、議案第31号から議案第42号まで、議案第44号から議案第70号までの55件並びに陳情第1号及び陳情第2号の2件の計57件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治さん。

【佐々木慶治総務常任委員長 登壇】

- 総務常任委員長（佐々木慶治） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を含め、条例関係3件、補正予算6件、新年度予算5件、新年度補正予算1件の計15件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第11号地方創生応援基金条例の制定についてであります。これは、企業版ふるさと納税により、法人から受けた寄附金を適正に管理し、地域再生計画に基づく地方創生事業の経費に充てることを目的に基金を設置するための条例を制定し、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、議案第12号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、総務部及び企画調整部を再編するために条例の一部を改正し、本年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第19号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、消防力検討委員会からの提言に沿い、現在の本荘消防署を、市全域を管轄する由利本荘消防署に改編することに伴い、別表の整理を行うなど条例の一部を改正し、本年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、これにより矢島消防署は分署化されますが、人員・出動体制については変更な

いとの説明を受けております。

以上、御報告申し上げました3件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第31号一般会計補正予算（第25号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、10款、13款から18款、20款及び21款、歳出では、1款、2款、9款、13款、繰越明許費2款並びに地方債であります。

この補正は、全般にわたり年度末の精査、事業の確定に伴うものであります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分として普通交付税の増額、13款使用料及び手数料では、移動通信用鉄塔施設整備に係る通信事業者使用料の増額、14款国庫支出金では、光ファイバ整備事業分に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額、15款県支出金では、生活バス路線等維持費補助金の減額、16款財産収入では、物品等の財産売却収入の増額、17款寄附金では、企業版ふるさと納税寄附金の増額、18款繰入金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の精査に伴う財政調整基金繰入金の減額、20款諸収入では、鳥海ダム建設事業に係る立木補償確定による公共補償金の増額、21款市債では、光ファイバ整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。1款議会費、2款総務費、9款消防費の各款いずれも、全般にわたり年度末までの事務・事業費の精査による補正で、主なものは、2款総務費における光ファイバ整備に係るNTTへの補助金の減額及び議案第11号に係る地方創生応援基金への積立金の増額であり、13款予備費では、財源調整のための増額であります。

なお、2款総務費の光ファイバ整備につきましては、年度内実施が困難なことから、5億9,357万5,000円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、コミュニティバス購入事業など18事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第36号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、ケーブルテレビ施設整備事業債の減額、歳出では、年度末の精査に伴う一般管理費の減額で、歳入歳出それぞれ110万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億1,888万5,000円にしようとするものであります。

また、放送設備の更新に係る施設整備事業につきましては、継続費において総額及び年割額を、地方債において起債限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第40号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額及び基金繰入金の減額が主なものであり、歳出では、事業精査による積立金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を257万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第41号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額及び基金運用収入の減額で、歳出では、事業精査による積立金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を94万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算（第26号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び15款、歳出では2款、繰越明許費2款並びに地方債であります。

歳入では、歳出各款に係る一般財源分として、10款地方交付税で特別交付税3,844万4,000円を増額、また15款県支出金では、地籍調査事業費補助金を追加し、これに伴い、歳出では、2款総務費において本荘・矢島地域に係る地籍調査事業費を増額しようとするものであります。

なお、当該地籍調査事業につきましては、翌年度への繰越しが見込まれることから、5,141万円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債では、道路改良事業など3事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、本日追加提出されました議案第69号一般会計補正予算（第27号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款及び18款、並びに地方債であります。

歳入10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分として、特別交付税を5,853万8,000円、歳入18款基金繰入金では、歳出のうち、新型コロナ対策事業に係る一般財源分として、財政調整基金繰入金を1,488万円それぞれ増額しようとするものであります。

また、地方債では、岩城小学校バリアフリー化に係る小学校改修事業を起債限度額1,970万円で新たに追加し、新山小学校改築に係る小学校改築事業及び本荘北中学校改修事業の2つの事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款から10款、12款から21款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款、債務負担行為並びに地方債であります。が、人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす1款市税では、コロナ禍に伴う収入減や経済活動の縮小等による個人市民税及び法人市民税の減、土地・家屋の評価替えや収入減となった事業者の償却資産軽減措置による固定資産税の減などにより、前年度と比較して6億5,650万円減の72億8,470万円となり、一般会計の歳入に占める割合は16.7%であります。

2款地方譲与税では、森林環境譲与税で900万円の増となりましたが、自動車重量譲与税3,000万円減により5億8,100万円、3款利子割交付金では、300万円減の670万円、4款配当割交付金では、500万円減の1,000万円、5款株式等譲渡所得割交付金では、390万円減の700万円、6款法人事業税交付金では、1,790万円減の2,210万円が計上されております。

7款地方消費税交付金では、2億5,000万円減の15億円、8款環境性能割交付金で

は、700万円減の1,300万円、9款地方特例交付金では、固定資産税軽減措置に対する減収補填特例交付金で5,320万円増の1億円、10款地方交付税では、国勢調査での人口減少相当分を減額しつつ地方財政計画での伸び率を考慮し、前年度に比較して2億7,464万9,000円増の167億9,046万5,000円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、YBネット施設負担金滞納繰越分、13款使用料及び手数料では、庁舎や各地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び市税等証明手数料、14款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金、消防施設整備費補助金、衆議院議員総選挙費委託金が計上されております。

15款県支出金では、地籍調査事業費、生活バス路線等維持費及び由利高原鉄道運営事業費などに係る補助金、また、県知事選挙費、県民税徴税費及び各種統計調査費などに係る委託金、16款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

17款寄附金では、一般寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金、公共施設等総合管理基金、行政改革に伴う人件費平準化基金及び合併市町振興基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、19款繰越金では、前年度と同額の5億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、21款市債では、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進及び消防施設整備などに係る各事業債のほか、臨時財政対策債が前年度に比較して5億3,000万円増の14億円、また、減収補填債も皆増の1億円が計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか、議会運営全般に係る事務費が計上されております。

2款総務費では、東由利及び鳥海総合支所の空調設備改修に要する経費、由利高原鉄道の運営補助及び生活バス路線等維持費補助、コミュニティバス運行及び乗り逢い交通事業実施に係る経費、また、4月4日執行予定の県知事選挙、市長選挙及び市議会議員補欠選挙、10月任期満了の衆議院議員総選挙、市議会議員選挙に要する経費などが計上されております。

9款消防費では、水槽付消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽及び消防団の小型動力ポンプなどの更新に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、前年度に比較して元金が増えたことにより2億9,630万5,000円増の64億9,288万5,000円が、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

次に、債務負担行為であります。期日前投票システム用機器賃貸借について、令和4年度から7年度までを期間とし、518万4,000円を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。新ごみ処理施設整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、小学校改築事業、臨時財政対策債及び減収補填債など34事業について、起債限度額の総額、前年度に比較し9,170万円減の45億3,580万円が計上されております。

次に、議案第51号情報センター特別会計予算であります。歳入では、ケーブルテレ

ビ及びインターネットの各負担金及び使用料のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、NHK衛星放送視聴料及びケーブルテレビ施設整備事業債の計上が主なものであります。

歳出では、総務費で、職員人件費、施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経費でインターネット上位回線使用料及び放送設備更新工事費、公債費では、長期債の元利償還金などのほか、消費税や予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度に比較して759万6,000円増の5億451万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第56号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産区管理会費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度に比較して1万1,000円増の213万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第57号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では、基金繰入金が主なものであり、歳出では、財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の1万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第58号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度に比較して5万円減の77万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、乗り逢い交通事業においては、新年度新たにボランティア輸送と乗合タクシーを組み合わせた石沢地域交通が実施されます。このことについては、現地調査を行い、運営主体となる石沢地域振興会の猪股会長をはじめ、関係する方々から直接お話を伺ってまいりました。

利用登録者は全て80歳代の方々17名で、6月1日から6か月間の試験運行から始まるとのことであり、まとめの際に委員より、利用者のニーズに沿いながら事業が継続するよう、市においては、適切に支援をしていただきたいとの発言がありました。

また、光ファイバ整備に伴うCATVインターネットの廃止につきましても、まとめの際に委員より、現在利用されている方々へ契約の手続などについて、詳細が決まり次第、丁寧に説明していただきたいとの発言がありましたことを申し添えます。

最後に、本日追加提出されました新年度補正予算についてであります。

議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第1号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款及び18款、歳出2款であります。

この補正は、4月早々に市が取り組む新型コロナ対策事業に係るものであり、歳入では、その財源として、14款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億7,418万1,000円、18款基金繰入金では、財政調整基金繰入金を321万円それぞれ措置しようとするもので、歳出では、2款総務費で、市庁舎等公共施設へ配置する新型コロナ対策備品の購入に要する経費と、タクシー、路線バス及び由利高原鉄道への支援として、乗車料金の割引を実施した際に、その割引分を事業者へ補助するための経費を追加しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決

定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一さん。

【小松浩一教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例改正案3件、補正予算案9件、令和3年度予算案7件、令和3年度補正予算案1件及び陳情1件の計21件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例改正案です。

議案第20号公民館条例の一部を改正する条例案であります。これは、現在、文化交流館カダーレ内に設置している中央公民館を市民交流学習センター内に移転することに伴い、施行日を4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号運動公園条例の一部を改正する条例案であります。これは、閉校する石沢小学校のグラウンドを石沢運動広場として活用するため、施行日を4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第62号国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症について附則に規定する文言を改めるため、施行日を公布の日からとし、当該規定を本年2月13日から適用するものとして、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和2年度補正予算案について御報告申し上げます。このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるものであり、その主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第31号一般会計補正予算（第25号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、12款から15款、17款、18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、10款及び11款、継続費4款、繰越明許費4款、10款及び11款並びに債務負担行為であります。

歳入12款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の減額、13款使用料及び手数料では、老人福祉サービス手数料の減額であります。

14款国庫支出金では、社会福祉費負担金の追加及び児童福祉費負担金の減額、15款県支出金では、保健衛生費補助金の減額であります。

17款寄附金では、教育振興への寄附による教育費寄附金の追加、18款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の追加であります。

20款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の追加及び臨時休校により減少した学校給食代の減額、21款市債では、各事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、戸籍住民基本台帳費の減額、3款民生費では、子育て支

援金事業費の追加、4款衛生費では、不妊治療費助成金の助成措置拡充による母子保健事業費の追加であります。

10款教育費では、学校教育寄附金を財源とした教材備品整備事業費の追加、11款災害復旧費では、清掃施設災害復旧工事の一部工法見直しによる工事請負費の減額であります。

継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設の整備に係る全体造成の実施設計について、今年度の実績見込みにより令和3年度までの年割額を変更しようとするものであります。

繰越明許費では、4款衛生費において、ごみ処理施設整備事業、10款教育費において、学校空調設備整備事業、11款災害復旧費において、清掃施設災害復旧事業についてそれぞれ設定しようとするものであります。

債務負担行為では、風の子保育園改築事業費補助金について、令和2年度及び令和3年度の期間、限度額1,340万4,000円として設定しようとするものであります。

次に、議案第32号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、保険給付費等交付金の減額及び前年度繰越金の追加、歳出では、一般被保険者療養給付費及び疾病予防費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ5,773万4,000円を減額し、総額を90億2,377万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第33号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ2,715万9,000円を追加し、総額を9億2,874万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第34号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、診療収入の減額、歳出では、各診療所運営費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ1,625万8,000円を減額し、総額を1億9,671万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第35号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、休日診療収入の減額、歳出では、休日診療所運営費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ419万6,000円を減額し、総額を581万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第37号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加及び貸付金元金収入の減額、歳出では、奨学資金貸付金の減額及び予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ25万7,000円を減額し、総額を5,700万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第38号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加であり、歳入歳出それぞれ3,734万9,000円を追加し、総額を9,021万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算（第26号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款及び繰越明許費10款であります。

歳出10款教育費では、新型コロナウイルス感染症対策等により、現在臨時休館している鳥海山木のおもちゃ美術館のテナントに対する損失補填、また、一番堰まちづくりプ

プロジェクト予定地の埋蔵文化財試掘調査に係る経費の追加であります。埋蔵文化財試掘調査事業については、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、本日追加提案されました議案第69号一般会計補正予算（第27号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款及び21款、歳出では、4款、10款、継続費10款並びに繰越明許費4款及び10款であります。

歳入14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金並びに岩城小学校バリアフリー化、新山小学校改築及び本荘北中学校改修に係る学校施設環境改善交付金の追加、21款市債では、小中学校債の追加であります。

歳出4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備として、接種券の発行やコールセンターの設置等に必要な経費の追加、歳出10款教育費では、歳入で申しあげました学校施設の整備事業費及び先日の突風により破損した市ソフトボール場ダッグアウトの修繕料、また、各小中学校における感染症対策に必要な経費の追加であります。

継続費10款教育費では、新山小学校改築事業の一部を今年度に前倒しし、令和2年度から6年度までの5か年で総額36億4,900万円を設定しようとするものであります。

繰越明許費では、4款衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、10款教育費において、小中学校一般管理費、岩城小学校バリアフリー化事業及び市ソフトボール場ダッグアウト修繕事業並びに国の第3次補正予算に伴い継続費を廃止する本荘北中学校大規模改修事業についてそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申しあげました9件の令和2年度各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和3年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、11款から18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、7款及び10款、継続費4款及び10款並びに債務負担行為であります。人件費や経常的な経費を除く主なものを御報告申し上げます。

歳入11款交通安全対策特別交付金では、前年度同額の950万円が計上されております。12款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や学校施設環境改善交付金、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金であります。

16款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金ではユーラスエネルギー地域貢献寄附金、18款繰入金では、奨学資金特別会計繰入金及び学校教育施設整備基金繰入金であります。

20款諸収入では、公会計化による学校給食代、21款市債では、新ごみ処理施設整備事

業や小中学校の改築・改修事業をはじめとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、交通安全・防犯対策、戸籍住民基本台帳など、また、3款民生費では、障がい者総合支援、保育所入所措置事業、老人保護措置事業、介護予防・日常生活支援総合事業などに係る経費であります。

4款衛生費では、ごみ処理施設整備事業、感染症等予防対策など、また、7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、新山小学校及び本荘北中学校の改築・改修事業、遠距離通学に係るスクールバス運行事業、学校給食公会計事業のほか、各小中学校、教育・体育施設などの管理運営等に係る経費であります。

次に、継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設の整備に係る生活環境影響調査を実施するに当たり、令和3年度及び4年度の2か年で総額6,000万円を、また、10款教育費では、新山小学校改築事業について令和3年度から6年度の4か年で総額36億4,900万円を設定しようとするものであります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を令和3年度から10年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第47号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計・基金繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比2億5,709万円減の88億345万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比3,820万9,000円増の9億2,713万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比4,302万7,000円減の1億6,578万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、休日診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、休日診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比274万9,000円減の1,078万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第52号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、貸付金元金収入、歳出では、貸付金及び繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比61万円増の5,787万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、歳出では、施設管理費及び公債費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比250万2,000円増の4,437万1,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の令和3年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提案されました議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款及び15款、歳出では、3款、4款及び10款であります。

歳入14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加、15款県支出金では、新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金の追加であります。

歳出3款民生費では、コロナ対策として住民税非課税世帯や子育て世帯に対して商品券を配付する県事業に係るシステム改修費及び障害就労サービス利用者に対する応援金の追加、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの一般接種に必要な経費の追加、10款教育費では、修学旅行における3密対策として、移動バスの増台等に係る補助金を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました令和3年度一般会計補正予算案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げますが、陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど、慎重に審査したものであります。

陳情第2号国立病院の機能強化を求める意見書提出についての陳情であります。審査の過程において、委員より、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害の発生時にあっても医療崩壊を招かない万全な医療体制は必要との発言もあり、その陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄さん。

【高橋信雄産業経済常任委員長 登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄） 産業経済常任委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、また、本日付託されました案件を加えて条例案5件、予算案9件、その他7件及び陳情1件の計22件であります。

審査の結果は審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第14号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案は、中小企業向けの市の制度融資について、設備投資に係る特例制度を2年間延長するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号工場等立地促進条例の一部を改正する条例案は、適用工場等の対象を拡充し、市内への新たな企業立地を促進するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案は、天鷲フラワー園の一部用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第63号農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例案は、鳥海伏見生産物直売所及び鳥海笹子生産物直売所の使用料の規定を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第64号農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案は、鳥海農産

物加工施設の使用料を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、財産譲渡の案件であります。議案第23号から議案第26号までの財産の無償譲渡についての4件は、由利地域の屋敷集落担い手センターなど4施設に係る建物並びに附帯する設備一式等をそれぞれ地域の地縁団体に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、一般会計から各特別会計への繰入れについてであります。

初めに、議案第66号令和2年度一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについてであります。これは、令和2年度予算において150万円以内を繰入れしようとするものであります。

次に、令和3年度予算における議案第27号一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについて及び議案第28号スキー場運営特別会計への繰入れについての2件は、一番堰まちづくり事業特別会計へ4,000万円以内、スキー場運営特別会計へ9,000万円以内をそれぞれ繰入れしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の各特別会計への繰入れについては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。議案第31号一般会計補正予算（第25号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13から16款、18、20及び21款、歳出2款、5から7款及び11款、繰越明許費6、7及び11款であり、各事業の確定及び決算を見据えた精査等によるものであります。主なものを御報告申し上げます。

歳入では、県補助金及び観光施設の老朽化公共施設解体事業などの市債の減額であります。

次に、歳出では、2款総務費において、移住・定住促進事業費の減額、5款労働費では、若年者等地元定着促進事業費の減額であります。

6款農林水産業費では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの農業振興事業費の減額及び次世代農業振興基金費積立金の追加並びに港湾漁場費での財源更正であります。

7款商工費では、中小企業融資あっせん事業費及びスキー場運営特別会計への繰出金の減額のほか、観光施設費における修繕料の追加、11款災害復旧費では、林道災害復旧事業費の減額であります。

また、繰越明許費において、6款農林水産業費では、森林経営管理事業をはじめとする農業費及び林業費の6事業、7款商工費では、羽後本荘駅都市施設整備事業をはじめとする4事業、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費では、林道災害復旧事業について年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算（第26号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入21款、歳出6、7款並びに繰越明許費6及び7款であります。

歳入21款市債では、県営経営体育成基盤整備負担金事業債の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、県営担い手育成基盤整備事業負担金などの県営土地改良事業費の追加、7款商工費では、一番堰まちづくり事業特別会計への繰出金の追加であります。

また、繰越明許費では、6款農林水産業費において県営担い手育成基盤整備事業をはじめとする2事業、7款商工費においては一番堰まちづくり事業特別会計繰出金について、翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、議案第39号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）は、歳入ではリフト収入及び一般会計繰入金の減額、歳出では鳥海高原矢島スキー場の管理費の減額であり、歳入歳出それぞれ1,392万5,000円減額し、総額を1億3,915万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第68号一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第1号）は、歳出において、埋蔵文化財試掘調査等に伴う作付け補償費の追加であり、財源を一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を150万円にしようとするものであります。

また、繰越明許費では、この補償費について、翌年度に繰越ししようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第46号令和3年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から18款、20及び21款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入12款分担金及び負担金では、道の駅岩城の電力使用料相当分の施設使用料、13款使用料及び手数料では、放牧場などの農業施設使用料、職業訓練センターなどの商工業施設使用料や花立牧場公園こどもの国などの観光施設使用料、14款国庫支出金では、地方創生推進交付金であります。

15款県支出金では、各事業に対する農林水産業費補助金及び大内地域の防災ダムや祓川山荘の管理委託金、16款財産収入では、公有林間伐材等売払収入や風力発電売電収入、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費であります。

18款繰入金では、森林環境整備基金繰入金、20款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、21款市債では、各事業における市債であります。

続いて、歳出2款総務費1項総務管理費では、無料職業紹介所の運営や移住希望者等の掘り起こしのため開催する移住ミーティングに係る経費など、移住・定住促進事業費及びふるさとさくら基金費であります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費のほか、人材獲得のためのスキルアップ講座など若年者等地元定着促進事業であります。

6款農林水産業費では、農業夢プラン事業、森林経営管理事業や道川及び西目漁港の水産物供給基盤機能保全事業であります。

7款商工費では、鳥海山・飛島ジオパーク推進事業及び東北デスティネーションキャンペーン関連事業のほか中小企業支援や観光施設の管理運営費であります。

11款災害復旧費では、融雪災害等に対する林道災害復旧に要する費用であります。

続いて、債務負担行為では限度額を、肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において155万1,000円、中小企業融資斡旋資金事業において、条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として設定しようとするものであります。

なお、この議案第46号の新年度予算については、審査の過程において委員より、4月の市長選挙を控え骨格予算として編成したとのことだが、移住・定住促進やふるさと納税事業等に関する一部の経費などは、切れ目のない対応を行うため当初予算として必要額を計上するべきではとの発言がありましたので申し添えます。

次に、議案第54号令和3年度一番堰まちづくり事業特別会計予算は、歳出において、一番堰まちづくりプロジェクト事業の実施に伴う測量設計調査委託料であり、財源を一般会計繰入金と市債として、歳入歳出予算の総額を6,750万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号令和3年度スキー場運営特別会計予算は、歳出において、鳥海高原矢島スキー場のクワッドリフト握索装置等修繕などの索道設備等整備事業及び公債費であり、財源をリフト収入と一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を前年度比3,864万1,000円減の1億657万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の令和3年度予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第69号一般会計補正予算（第27号）であります。これは12月14日から大雪・暴風雪関連の農業施設等復旧支援及び新年度に実施する新型コロナウイルス感染症対策事業の早期対応に向けた補正であり、当委員会が審査いたしましたのは、歳入14及び15款、歳出6、7款並びに繰越明許費6款であります。

歳入14款国庫支出金では、持続的生産強化対策事業費補助金の追加、15款県支出金では、雪害対策緊急支援事業費補助金の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、歳入で触れました持続的生産強化対策事業費及び雪害対策緊急支援事業費補助金の追加、7款商工費では、プレミアム飲食券・商品券発行事業費補助金の追加であります。

また、繰越明許費では、6款農林水産業費において、農業生産施設豪雪等災害復旧事業について年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第1号）であります。これは新型コロナウイルス感染症対策に係る補正であり、当委員会が審査いたしましたのは、歳入18款、歳出7款及び債務負担行為であります。

歳入18款繰入金では、中小企業金融支援基金繰入金の追加、歳出7款商工費では、プレミアム飲食券・商品券発行事業費補助金及び要件を満たした飲食業者を対象に支援金を給付する新型コロナウイルス対策飲食業支援金やイベント実施を支援する商店街・飲食店街支援事業費補助金並びに宿泊施設・温泉施設利用促進事業費助成金のほか、中小企業特別金融支援事業費における基金積立金の追加であります。

また、債務負担行為では、新型コロナ特別資金分として、中小企業融資斡旋資金事業において令和4年度から10年度までの期間、限度額2,011万7,000円として追加しよう

するものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情は、最低賃金を抜本的に引き上げることや全国一律にするための法改正を行うこと及び中小企業への支援策を最大限拡充することなどについての意見書を関係機関に提出することを求める陳情であります。

審査の過程において、最低賃金を全国一律にすることは社会情勢を鑑みて現状では困難であるものの、陳情の趣旨は理解できるとして、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【吉田朋子建設常任委員長 登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例改正2件、補正予算5件、新年度予算4件及び契約締結1件の計12件であります。審査の結果につきましては報告書のとおりであります。経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例改正であります。議案第17号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。これは矢島及び鳥海地域において市営住宅の一部を用途廃止することに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは公共下水道事業計画の見直しや、矢島地域の集落排水事業において元町・荒沢地区を公共下水道の矢島処理区へ統合するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、補正予算であります。議案第31号一般会計補正予算（第25号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で13から15、20及び21款、歳出で4、8及び11款、繰越明許費で8及び11款であります。

歳入では、交付額の決定などにより、13款使用料及び手数料で情報公開手数料を追加し、14款国庫支出金及び15款県支出金で、それぞれ社会資本整備総合交付金及び土木費補助金などを減額するものであります。

また、20款諸収入では、住宅防火施設整備補助金等を追加し、21款市債では、松涛団地建替事業に関連して公営住宅建設事業債を減額するものであります。

歳出では、人件費以外の主なものとして、4款衛生費で、上水道事業補助金を追加し、8款土木費2項道路橋梁費で組み替えを行うほか、5項都市計画費では、公園施設長寿命化計画業務委託料を減額、6項住宅費では、事業費の確定や精査により工事請負費や委託料などを減額するものであります。

また、11款災害復旧費では、大内地域の市道軽井沢羽広南外線の測量に係る委託料などの追加であります。

加えて、繰越明許費では、羽後本荘駅周辺整備事業及び一番堰まちづくりプロジェク

ト関連事業など14の事業を追加し、社会資本整備総合交付金事業道路新設改良費を変更するものであります。

次に、公営企業会計の補正予算であります。議案第42号水道事業会計補正予算（第4号）であります。工事費の減により、業務の予定量において水道施設整備工事及び配水管布設工事事業費の予定量を8,800万円減額するものであります。

また、決算の見込みなどにより、収益的収入では、予定額を246万1,000円減額し、総額を27億3,620万5,000円に、同じく支出では、予定額を5,871万6,000円追加し、総額を24億9,676万3,000円にするものであります。

資本的収入では、予定額を1億9,934万6,000円減額し、総額を13億6,404万5,000円に、同じく支出では、予定額を1億6,600万円減額し、総額を27億3,804万円にするものであります。

加えて、補填財源として、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金を追加し、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を減額するものであります。

また、企業債では水道施設整備事業の限度額を減額し、他会計からの補助金では一般会計補助金を追加するものであります。

次に、議案第44号下水道事業会計補正予算（第7号）であります。業務の予定量において下水道施設整備工事及び管路工事事業費の予定量を4,073万8,000円追加するものであります。

また、収益的収入では、決算見込みや鉄等売払いにより予定額を273万円追加し、総額を34億7,489万4,000円に、同じく支出では、予定額を60万円追加し、総額を35億8,391万3,000円にするものであります。

資本的収入では、起債対象事業費の減額などにより予定額を4,981万円減額し、総額を30億3,004万6,000円に、同じく支出では、決算見込みによる減額や組み替え、早期借入れによる償還元金の増により、予定額を2,491万8,000円減額し、総額を39億1,270万9,000円にするものであります。

加えて、補填財源として、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金を追加し、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を追加するものであります。

また、債務負担行為では、集落排水施設維持管理業務委託において、令和2年度から令和5年度の期間、限度額を6億2,002万5,000円として設定し、企業債では下水道施設整備事業の限度額を減額するものであります。

次に、議案第45号ガス事業会計補正予算（第4号）であります。業務の予定量において本支管敷設工事事業費の予定量を6,300万円減額するものであります。

また、決算見込みなどにより、収益的支出で予定額を2,600万円追加し、総額を10億9,838万5,000円にしようとするものであります。

資本的収入では、起債対象事業費の減額などにより予定額を6,896万7,000円減額し、総額を1億4,799万4,000円に、同じく支出では、決算見込みによる減額により予定額を6,946万4,000円減額し、総額を4億214万円にするものであります。

加えて、補填財源として、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を追加するものであります。

また、企業債では製造・供給設備整備事業の限度額を減額し、棚卸し資産購入限度額

を原料費の増により追加するものであります。

議案第67号一般会計補正予算（第26号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で14及び21款、歳出で8款、繰越明許費で8款であります。

歳入では、国の3次補正に伴い、14款国庫支出金で社会資本整備総合交付金を追加し、21款市債では、道路改良事業債を追加するものであります。

歳出では、8款土木費2項道路橋梁費で、東由利地域の黒淵大橋の補修設計や西目地域の潟保橋補修工事に要する費用を追加するほか、鳥海ダム建設工事に伴う市道百宅線の付替工事負担金を追加するものであります。

また、繰越明許費では、停車場栄町線整備事業及び社会資本整備総合交付金事業道路新設改良費など3事業を変更するものであります。

続いて、新年度予算であります。議案第46号一般会計予算であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で13から15、20及び21款、歳出では4、8及び11款、継続費8款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、浄化槽整備、道路新設改良、羽後本荘駅周辺整備などの各事業に関する補助金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、土木雑入、21款市債では、各事業に関わる市債であります。

次に、歳出であります。4款衛生費2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への繰り出しのほか、飲料水供給施設管理に係る経費であります。

8款土木費では、下水道事業会計への繰り出しのほか、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

主な事業としては、羽後本荘駅前及び駅東広場整備工事などの羽後本荘駅周辺整備事業、鳥海ダム建設事業に伴う市道付替工事、橋梁補修工事、住民要望等による道路維持事業、松涛団地建替事業、住宅リフォーム資金助成事業などあります。

11款災害復旧費では、単独災害に係る復旧経費などあります。

また、継続費では、8款土木費において、松涛団地建替事業について、令和3年度で1億2,780万円、令和4年度で3億8,340万円の総額5億1,120万円を設定しようとするものであります。

続いて、公営企業会計の新年度予算であります。

議案第59号水道事業会計予算であります。収益的収入では、水道料金、一般会計繰出金、長期前受金戻入などが主なものであり、水道事業収益の予定額を27億9,384万4,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を23億4,228万8,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金などであり、予定額を22億2,731万6,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、鳥海ダム利水計画整備事業やダム建設に係る負担金、矢島統合整備事業などの拡張改良費が主なものであり、予定額を38億6,817万6,000円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸し資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第60号下水道事業会計予算であります。

収益的収入では、下水道使用料、一般会計繰出金、長期前受金戻入などが主なものであり、下水道事業収益の予定額を33億2,535万3,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、下水道事業費用の予定額を34億600万7,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金、社会資本整備総合交付金などであり、予定額を25億6,780万3,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、水林浄化センターB系更新工事や矢島地域の郷内・坂ノ下地区における農業集落排水統合工事などの拡張改良費が主なものであり、予定額を34億7,583万円とするものであります。

また、下水道施設整備事業など3件における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第61号ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであり、ガス事業収益の予定額を11億6,121万8,000円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を10億5,610万5,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、ガス管移設工事補償金が主なものであり、予定額を1億8,633万2,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、道路改良事業に伴うガス管移設、局舎屋上防水改修などの工事費、製造設備更新工事費が主なものであり、予定額を4億6,136万1,000円とするものであります。

また、製造・供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸し資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

最後に、議案第65号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結についてであります。これは、鳥海ダム建設事業において、市道百宅線付替工事基本協定に基づき、国土交通省東北地方整備局と3億3,599万7,900円で工事の委託契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、御報告申し上げました12件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、

採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思ひますので、御了承願ひます。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第4、議案第11号地方創生応援基金条例の制定について及び日程第5、議案第12号組織条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第11号及び議案第12号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第6、議案第14号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第8、議案第16号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第14号から議案第16号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第9、議案第17号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び日程第10、議案第18号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第17号及び議案第18号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第11、議案第19号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第12、議案第20号公民館条例の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第21号運動公園条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第14、議案第23号財産の無償譲渡についてから、日程第17、議案第26号財産の無償譲渡についてまでの4件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第23号から議案第26号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第18、議案第27号令和3年度一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについて及び日程第19、議案第28号令和3年度スキー場運営特別会計への繰入れについての2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第27号及び議案第28号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第20、議案第31号一般会計補正予算（第25号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第21、議案第32号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第24、議案第35号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第32号から議案第35号までの4件は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第25、議案第36号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（三浦秀雄） 日程第26、議案第37号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第27、議案第38号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第37号及び議案第38号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第28、議案第39号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第29、議案第40号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第30、議案第41号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第40号及び議案第41号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第31、議案第42号水道事業会計補正予算（第4号）から、日程第33、議案第45号ガス事業会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第42号、議案第44号及び議案第45号の3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第34、議案第46号令和3年度一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第35、議案第47号令和3年度国民健康保険特別会計予算から、日程第38、議案第50号令和3年度休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第47号から議案第50号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第39、議案第51号令和3年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第40、議案第52号令和3年度奨学資金特別会計予算及び日程第41、議案第53号令和3年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第52号及び議案第53号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第42、議案第54号令和3年度一番堰まちづくり事業特別会計予算及び日程第43、議案第55号令和3年度スキー場運営特別会計予算の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第54号及び議案第55号の2件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（三浦秀雄） 日程第44、議案第56号令和3年度小友財産区特別会計予算から日程第46、議案第58号令和3年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第56号から議案第58号までの3件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（三浦秀雄） 日程第47、議案第59号令和3年度水道事業会計予算から、日程第49、議案第61号令和3年度ガス事業会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第59号から議案第61号までの3件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（三浦秀雄） 日程第50、議案第62号国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第51、議案第63号農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例案及び日程第52、議案第64号農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第63号及び議案第64号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第53、議案第65号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第54、議案第66号一番堰まちづくり事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第55、議案第67号一般会計補正予算（第26号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第56、議案第68号一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第57、議案第69号一般会計補正予算（第27号）を議題といたし

ます。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案69号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第58、議案第70号令和3年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第59、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、趣旨採択することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第60、陳情第2号国立病院の機能強化を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第61、第三セクターに係る調査特別委員会報告を議題といたします。

第三セクターに係る調査特別委員会の審査経過と結果について、委員長より報告を求めます。14番長沼久利さん。

【長沼久利第三セクターに係る調査特別委員長 登壇】

○第三セクターに係る調査特別委員長（長沼久利） 第三セクターに係る調査特別委員会の調査活動とその結果について御報告申し上げます。

第三セクターに係る調査特別委員会は、令和2年6月30日の臨時議会において設置され、第三セクターの自主性を最大限引き出すをテーマに、地方自治法の規定により議会に経営状況を報告すべき第三セクターのうち、株式会社岩城、株式会社大内町交流センター、株式会社黄桜の里、株式会社フォレスト鳥海、株式会社ほっといん鳥海、株式会社鳥海高原ユースパーク、にしめ物産株式会社の7社を調査対象とし、集中的に調査活動を行ってまいりました。

その調査結果につきましては、12月18日に行った報告のとおりであり、その報告に基づき、同日、市議会として市への提言を行ったところであります。

この提言に対し、令和3年2月25日の特別委員会において、市の考え方が示されました。

その概要は、第三セクターに係る全体的な考え方として、現状に適していない条例、規則等を確認し、見直しを行うこと。指定管理料についての見直し、ガイドラインの制定を行うこと。全ての第三セクターについて方針に基づいた対応を行うため、本庁に専任職員を配置し、体制強化を行うことなどの市の対応、また、第三セクターの存在意義を改めて検証し事業継続の是非など、存廃の判断を含めた改革を実施する。経営状態の改善が見られず、悪化している状態が続く場合は、市の財政的関与を打ち切る。法人自

らが今後の事業展開を考え、実行し、市に過度に依存することなく、経営の自主性・自立性の一層の強化を図るよう取り組む。秋田県や合併前の旧町との申合せ事項等について、地域経済状況や現行の設置条例等との整合性を含めて見直しを行う。法人から経営改善に関する提案がなされた場合、市の方針より先進的な内容、時期の前倒しに関しては、市として全面的にバックアップをするなど、改革の視点が盛り込まれたものであります。

この市の考え方に対し、委員より議会の提言にある程度沿ったものであるという意見があった一方、議会の提言の趣旨は第三セクターの自主性をいかにして引き出し、生かしていくかであり、法人の存廃についてはくれぐれも拙速な判断はせず、現場、あるいは地域と十分にコミュニケーションを取りながら進めてほしい。温泉施設を持つ第三セクターの合併などにより融通性のある、少ない人員で有機的に動ける体制を検討すべき。他の指定管理温泉施設の指定管理料との整合性を考慮すべき。各施設の状況について継続して調査し、数値的な裏づけをもって進めるべき。市民に対し、各施設を利用することが地元の施設を生かすことになるということを知すべきなど、意見がありました。

今後、市においては、この市の考え方に基づき第三セクターの改革に着手していくものと考えますが、当委員会が出された意見を御賢察の上、各第三セクターの自主性を最大限に引き出しながら経営改善を目指し、その改革が市民生活の向上に資するものとなるよう十分に検討を重ねていただくよう、また、経営状態の改善が見られず、やむを得ず法人の清算等の判断となった場合も、地域や利用者には十分な説明を行うとともに、従業員の保証に努めていただくようお願いを申し上げます、第三セクターに係る調査特別委員会の報告といたします。

○議長（三浦秀雄） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 質疑なしと認めます。

以上をもって、第三セクターに係る調査特別委員会報告を終結いたします。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時35分 休 憩

午後 3時45分 再 開

○議長（三浦秀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、追加提出議員発案第1号及び議員発案第2号並びに先ほど採択されました陳情第2号に係る委員会発案第1号及び第三セクターに係る調査特別委員会の廃止を日程に追加することといたしました。

これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号、議員発案第2号、委員会発案第1号及び第三セクターに係る調査特別委員会の廃止を日程に追加すること

に決定いたしました。

○議長（三浦秀雄） 日程第62、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号市議会委員会条例の一部改正について及び議員発案第2号市議会会議規則の一部改正についての2件を一括上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男さん。

【13番（伊藤順男議員）登壇】

○13番（伊藤順男） 議員発案第1号及び議員発案第2号については、私から発案をさせていただきます。

はじめに、議員発案第1号であります。由利本荘市議会委員会条例の一部改正についてであります。

委員会条例第2条第3項第1号中の企画調整部を企画財政部に改める組織機構の改正が本会議で議決されたことから、常任委員会の所管事項を変更するため、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものでありますので、よろしく願いをいたします。

続いて、議員発案第2号は、由利本荘市議会会議規則の一部改正についてであり、会議規則の一部を改正する規則案を、議員各位には既に配付のとおり、前述第1号と同様の規定により、会議規則の一部について別紙のとおり改正しようとするものであります。

このたびの改正の背景についてであります。多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たって制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものであります。

この改正については、全国市議会議長会より改正の趣旨を御理解の上、適切に配慮いただきたい旨、要請があったところでもあります。

改正の内容については、別紙配付のとおりでありますので、御賛同いただきますようお願いし、議員発案第1号及び第2号の提案とさせていただきます。

○議長（三浦秀雄） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号及び議員発案第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号及び議員発案第2号

の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第63、議員発案第1号市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第64、議員発案第2号市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第65、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第66、委員会発案第1号国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄） 日程第67、第三セクターに係る調査特別委員会の廃止を議題といたします。

お諮りいたします。第三セクターに係る調査特別委員会の廃止につきましては、先ほど、長沼久利委員長の報告にもありましたとおり、調査結果に基づく提言を行い、それに対する市の考え方も示されたことにより、所期の設置目的が達成されたと思われま

ので、本日をもって当該特別委員会を廃止したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって第三セクターに係る調査特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

なお、第三セクターに係る調査特別委員会におかれましては、昨年6月に設置され、短期間に集中した審議により各施設に係る提言をまとめ上げていただきましたことに、衷心より感謝申し上げます。

また、調査に御協力いただきました関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げます。市議会といたしましては、今後とも、第三セクターの業務の効率化・健全化に向けた改革に関わってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において、議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る2月15日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、3月31日をもって退職されます職員の皆様におかれましては、これまで議会審議に御協力いただきましたことに厚く御礼申し上げますとともに、長年にわたり市勢の発展、市民の福祉向上に御尽力をいただきました御労苦に対し、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。今後とも、本市発展のために御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、議員一同、皆様方に拍手をもって感謝を表したいと思います。（拍手）

本当にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時56分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長           三 浦 秀 雄

議 員           正 木 修 一

議 員           今 野 英 元